

前橋市小水道条例の改正について（議案第160号）

衛生検査課

1 改正の理由

小水道施設が複数の自治体の区域内にわたって存在する場合について、この条例の規定を適用できるようにするため、所要の改正を行う。

2 主な内容

小水道事業、専用小水道及び専用自家水道の定義規定において、「（本市の区域内のみを対象として水を供給するものに限る。）」を削る。

3 施行期日

公布の日